

自動販売機設置事業者募集要項

松山市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

1 目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに経費削減及び歳入を確保する。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては愛媛県内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。

3 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。
 - ①「使用料」

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したもの。

ただし、使用期間が1か月に満たないときは、1か月として算定し、1年未満のときは、年間使用料の12分の1の金額を月額とする。(端数は切り捨てる。)
 - ②「売上手数料」

市有財産内において、一定期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、当該自販機の総売上上に一定の率《落札した率》を乗じた金額を市に支払う。
- (2) 自動販売機設置料は、契約後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合及び「売上手数料」については、この限りでない。

4 入札に付する事項

(1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」

売上手数料の最低水準は5%とする。

(2) 貸付場所、面積及び設置台数

財産名称	所在地	設置箇所	台数	貸付面積
まつやま Re・再来館 (愛称：りっくる)	松山市空港通一丁目1番32号	正面玄関西側 (屋外) ※公園向き	1台	1,200mm×800mm =0.96㎡程度

※貸付箇所については、別紙平面図を参照のこと。

(3) 貸付期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで。

ただし、自動販売機の必要性及び利用状況並びに管理運営状況を勘案して支障がないと市長が判断する場合は、令和9年3月31日まで毎年度契約を更新するものとする。その後は、状況により別途通知する。

(4) 要領

入札は「売上手数料」について行う。「売上手数料」は、割合(%)を入札する。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和4年8月17日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間
(ただし、土日及び祝日を除く。)

また、募集要項等について質問がある場合は、電子メールで提出することができる。
質問は、令和4年8月10日(水)午後5時まで受け付け、質問者に電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

(2) 提出場所

松山市二番町四丁目7番地2 別館3階
松山市環境部環境モデル都市推進課
環境活動推進担当(電話089-948-6756)

(3) 提出書類（提出部数各 1 部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明書（市町発行のもの）		○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	確定申告書（写）		○
⑤	完納証明書または納税証明書 ※松山市で課税がある場合は松山市（納税課）が発行する完納証明書。松山市で課税がない場合は本店所在地の市町村等が発行する完納証明書または法人市町村民税の納税証明書。	○	○
⑥	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 （未納の税額のない証明） 法人は「その3の3」、個人は「その3の2」。	○	○
⑦	印鑑証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog（写）	○	○

※③、⑤、⑥、⑦は発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。

（※郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

6 入札参加資格の確認等

上記5(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年8月24日（水）までに、申請者あてに結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時並びに場所

入札名：まつやま Re・再来館の清涼飲料水等自動販売機設置

日時：令和4年8月26日（金）午前10時から

場所：松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館9階
契約課入札室

8 設置者費用負担

(1)自動販売機設置料（使用料及び売上手数料）

(2)電気料

(3)自動販売機の設置に関する全ての費用

(4)使用電力相当分の「まつやまグリーン電力証書」購入費用

9 契約

落札者決定後、令和4年9月16日（金）までに、落札した者と自動販売機設置契約書を締結する。

10 問合せ先

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 別館3階

松山市環境部環境モデル都市推進課

環境活動推進担当

電話：089-948-6756 ファクス：089-934-1861

E-mail：kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp